

6. 海洋の安全に関する制度の整備

周辺海域における不審船、密輸・密航等の犯罪に関する船舶の侵入や航行の秩序を損なう行為を防止するため、制度上の整備を検討し、適切な措置を講じる。（外務省、国土交通省、防衛省等）

現状及び問題点

- 停留やはいかい等を伴う不審な航行をしている外国船舶により航行の秩序が乱されている。
- 密輸・密入国、工作船等犯罪に関わり得る船舶の侵入や、海賊行為、海上輸送による大量破壊兵器の拡散のおそれ等がある。

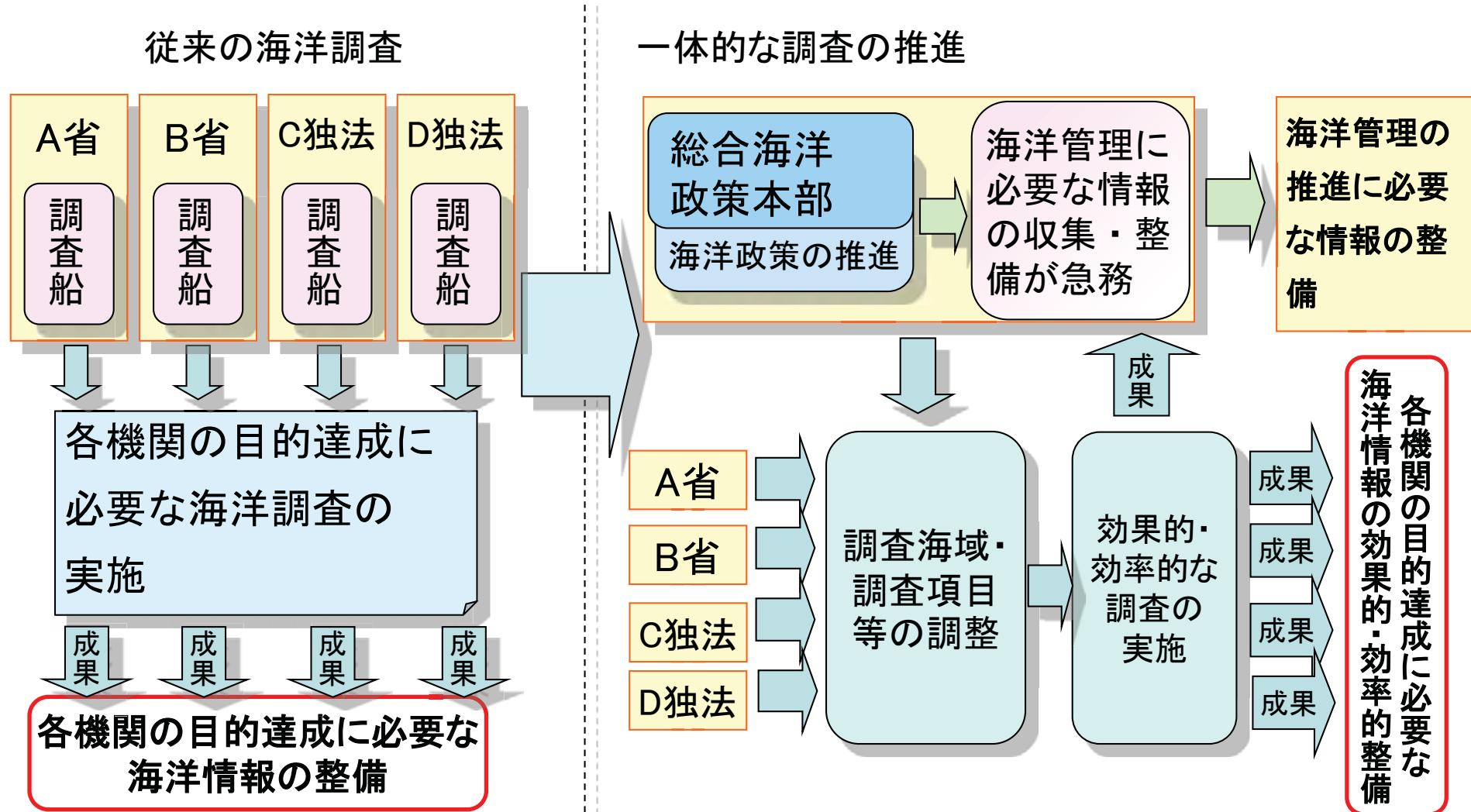
海洋基本法の制定
「海洋の安全の確保」は同法の基本理念の一つ。

対応

- 領海等において外国船舶が正当な理由なく停留、はいかい等を行うことを禁止し、これに違反している外国船舶に対する立入検査・退去命令の措置等を規定する法案を、本通常国会に提出。
- その他の法執行体制の整備について、関係省庁と連携・協力し、検討。

7. 排他的経済水域等での一体的な調査の推進

各府省等が実施する海洋調査について、効果的・効率的な調査を促進するため、調査海域、調査項目等の調整を行うとともに、海洋管理に必要な基礎情報の収集・整備を重点的に推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省 等)

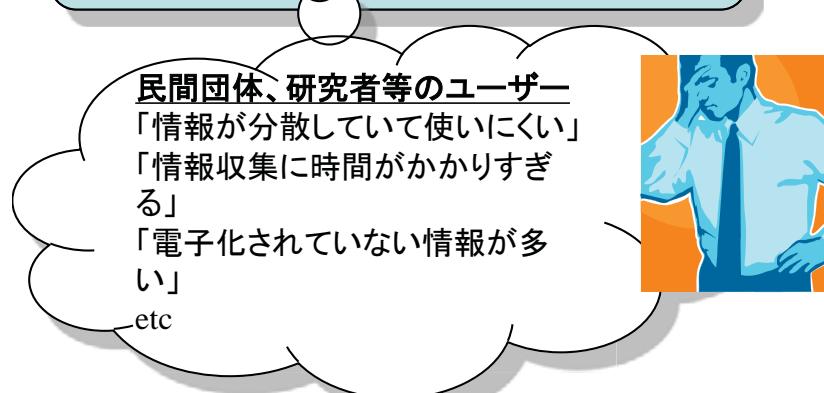
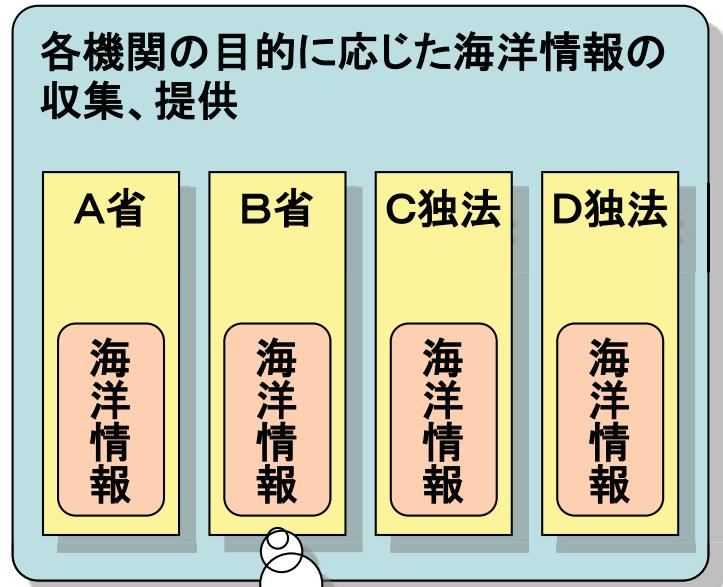


8. 海洋に関する情報の一元的管理・提供

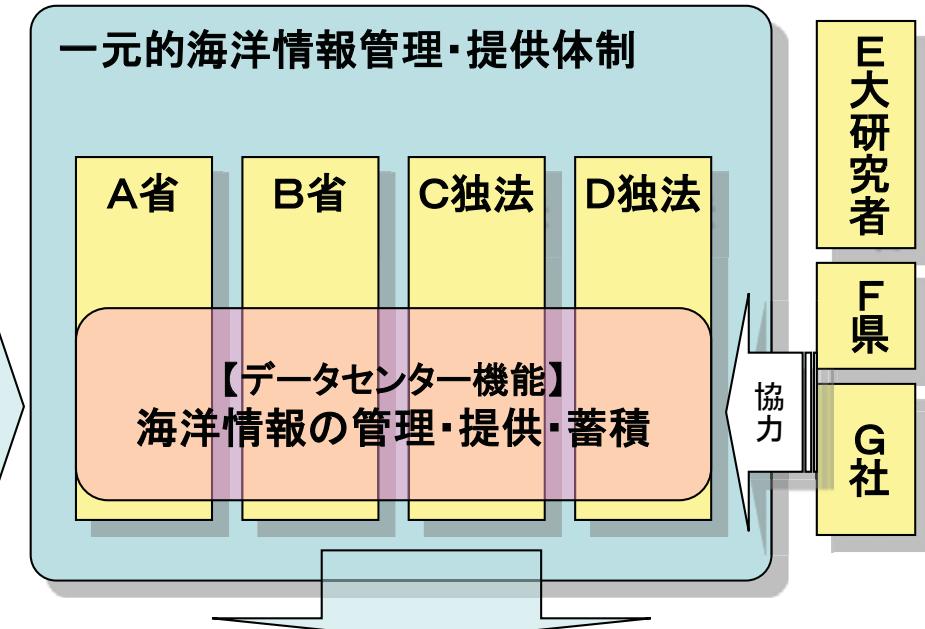
政府関係諸機関において保有している海洋に関する情報について、一元的管理・提供する体制を整備し、海洋産業の発展、科学的知見の充実、各機関の効果的・効率的な行政の実現を図る。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省 等)

現状と課題



一元的管理・提供体制の整備



- 民間団体等による海洋情報利活用向上
- 政府諸機関におけるデータ共有化促進
→海洋産業や研究活動の活性化
- 効果的・効率的な行政の実現

9. 海洋に関する研究開発の推進

経済団体や学界等から提案される、海洋に関する府省横断的な研究プロジェクト等の構想のうち、他の施策に優先して行う必要があると認められるものについて、関係府省による対応体制を整備し、総合的に推進することにより、海洋の研究開発活動の活性化に資する。

(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

【現状と課題】

- 海洋基本法の制定を契機に、経済団体や学界等から、関係府省の所掌を超えた様々な研究開発制度、研究開発プロジェクト等に係る各種構想が提案されている。
- こうした開発構想は、概して関連分野が多岐にわたること、初期投資が大きいこと等から容易に実現に結びつかない面がある。

【関係府省対応体制整備】

経済団体、学界等

- 府省横断的なプロジェクト提案
 - ・新しい海洋研究推進制度の創設
 - ・海洋開発拠点の形成
 - ・海洋情報ネットワークシステム
 - ・再生可能エネルギー開発等

総合海洋政策本部

新しい構想の推進システムの構築

〔必要性、実現可能性、波及効果等を明確にし、
費用対効果、他の施策との優先順位等を検討〕

↓
可能なものから府省連携型施策として総合的に推進

緊密に連携

10. 沿岸域の総合的な管理

総合的な土砂管理の取組の推進等の海域・陸域一体となった施策、海面利用のルールづくり、沿岸域における関係者の連携体制の構築等を推進するとともに、地域の実情も踏まえた沿岸域管理のあり方を明確化し、施策を推進する。
(農林水産省、国土交通省、環境省 等)

沿岸域を取り巻く状況

1. ダムの整備、河道での砂利採取、沿岸構造物等の整備
2. 人口の集積等による生活排水等の発生
3. 陸域での諸活動によるゴミの発生
4. 臨海工業地帯の形成等に伴う海域の埋め立て
5. 漁業、海洋レジャー等海域利用ニーズの増大 等

沿岸域で生じている課題

1. 陸域からの土砂供給量の減少等による海岸侵食の進行
(年間160ha(1978～1992の平均)の消失)
2. 生活排水等による閉鎖性海域等の汚濁の進行
3. 河川を通じて流入するゴミが漂流・漂着ゴミ問題の一因
4. 自然海岸、藻場、干潟、サンゴ礁等の減少 等
5. 海域における利用の輻輳、様々な利用形態間でのトラブルの発生

沿岸域の総合的な管理に向けて

- 陸域と海域を総合的・一体的に管理
 - ※総合的な土砂管理の取組の推進
 - ※栄養塩類及び汚濁負荷の適正管理と循環の回復・促進
 - ※陸域・海域一体となったゴミ投棄抑制の取組
 - ※自然に優しく利用しやすい海岸づくり等

- 海面利用のルールづくりの推進等適正な利用関係の構築
- 地方公共団体を主体とする関係機関の情報共有・連携体制づくり

地域の実情を踏まえた沿岸域管理のあり方の明確化、施策の推進

11. 海洋管理のための離島の保全・管理

広大な管轄海域を設定する根拠の一部となる等重要な役割を担う離島について、海洋政策推進上の位置付けを明確化し、保全・管理に関する基本的な方針を策定するとともに、離島の保全・管理、振興を推進する。
(文部科学省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省 等)

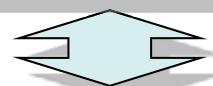
離島の振興に関する現在の取組

- ・生活基盤、産業基盤の整備等に係る状況の改善
- ・地理的、自然的特性を活かした振興

- ・自立的発展の促進
- ・住民の生活の安定、福祉の向上

離島の現状

- ・人口減少、高齢化による
衰退への懸念
- ・保全に関する明確な方針なし



離島に期待される役割

- ・管轄海域の設定の根拠
- ・海上の安全確保
- ・海洋資源の開発、利用の活動拠点
- ・周辺海域の環境の保全 等

離島のあり方に関する検討

- (有人) 定住環境の整備
(無人) 離島の海洋政策上の
位置付けの明確化に必要な検討

策定

海洋管理のための離島の保全・管理の あり方に関する基本方針(仮称)

- (方針のイメージ)
・保全・管理の体制、
・保全・管理方策
・取組のスケジュール 等